

『俊頼髓脳』における有間皇子の説話

——岩代の結び松をめぐる——

Kaoru N. Villa

一 はじめに

源俊頼はその著『俊頼髓脳』(天永二(一一一一)年から永久三(一一一五)年頃成立)において、多種多様の歌・詞に関する説話を挙げているが、その一つが有間皇子にまつわる説話である。俊頼は、皇子が自ら詠んだとされる歌と、この悲劇の皇子に同情して後世の歌人達が詠んだ歌、更にこれらの歌に詠まれた岩代・結び松・岩代の松という詞について論じ、最後に岩代の松を、公式の歌合では「詠までもありぬべし」(わざわざ詠まなくても良いであろう)詞として位置付けている。この結論に至るまでの俊頼の思考回路と論法は複雑であり、又、いくつかの重要な問題点を抱えている。その問題点の一つが、俊頼が挙げている皇子の説話自体で、これは『日本書紀』や『萬葉集』の歌等を通して知られている皇子の説話とは内容が異なり、俊頼の誤認によるのではないかと考えられているものである⁽¹⁾。本稿ではこの問題点に着目し、『俊頼髓脳』に見る皇子の説話が、俊頼の誤認によるものではない可能性を追求すると共に、『俊頼髓脳』を含む複数の歌学書において、岩代・結び松・岩代の松等という皇子にまつわる詞が、不吉、もしくは憚

りある詞として位置づけられた背景や過程について考察する。更に、これらの歌学書で展開された考えが、中古・中世に詠まれた歌に実際にどのように反映しているのかを、岩代の松・岩代の結び松を詠んだ歌合や勅撰集所収の歌を中心に検討する。

二 『俊頼髓脳』

『俊頼髓脳』における有間皇子をめぐる説話の記事は、複雑な構成となっている。そのため、先ずはこの記事全体を顕昭本『俊頼髓脳』から挙げ、以下のように内容別に分けて検討する事により、それぞれの箇所であげられている歌や伝承の典拠や内容、更に、俊頼の岩代・結び松・岩代の結び松に対する見解を明らかにしたい。

(1) いはしろのはまゝつが枝をひきむすびまさしくあらば
またかへりこん

これは、孝徳天皇と申けるみかどの、位をさり給はんとしけるときに、有馬の皇子に位をゆづり給ふべきを、えたもつまじき御覽じて、ゆづり給はざりければ、うらみ申て、

山野にゆきて、まどひ給ひて、いはしろといふ所にまいりて、松の枝をむすびて詠み給へる哥也。

家にあればけにもる飯をくさまくら旅にしあれば椎の葉にもる

これも、そのほどに詠み給へるとぞ書ける。
むすび松のこゝろは、たむけと云る同事也。松の葉をむすびて、これがとけざらんさきに、返らん、とちかひてむすぶ也。さて、まさしくあらば、とは詠むなり。

先ず初めに俊頼は、有間皇子が詠んだとされる「いはしろの」の歌〔萬葉集〕巻第二「挽歌」一四一^(五)を挙げている。題詞は「有間皇子自ら傷みて松が枝を結ぶ歌二首」(「二首」は一四一・一四二の両歌を指す)というもので、その歌自体は「磐白乃浜松之枝乎引結真幸有者亦還見武」であるので、俊頼が挙げている歌は、四句目「まさしくあらば」と五句目「またかへりこん」がこの歌とは異なる。俊頼は、この萬葉歌の意味を、岩代の浜松の枝を引き結んで(祈り)、結び松がそのまま(祈りが叶ったのなら)、再び(無事に)帰って来よう、と解釈しているようである。この歌の詠まれた背景として、俊頼は次のような説話を紹介している。孝徳天皇が天子の位を去ろうとした時、その子である有間皇子に位を譲ろうとしたが、とても位を保てそうにもないのを見て譲らなかつたので、皇子は父天皇を恨み、都を出てあてもなく山野を放浪し、紀の国岩代に行き着き、松の枝を結んで歌を詠んだが、それがこの歌である、というのである。これは、『日本書紀』や『萬葉集』所収の歌等を通して知られている皇子の説話とは異なるため、俊頼の誤認

ではないかとも考えられている。『日本書紀』によると、皇子は謀反を企て、それを蘇我赤兄に通報され、藤白坂で絞刑に処せられた事になっている。上記の皇子の歌の詠歌状況をこの『日本書紀』の記述を基に解釈すると、皇子は捕らえられた後、紀温湯、もしくは藤白坂へ連れて行かれる途中に岩代を通つた際、祈りを込めて松の枝を結び歌を詠んだが、その歌は、岩代の浜松の枝を引き結んで、幸い無事でいられたなら、また帰つて来てこれを見るであらう、というものである。俊頼による皇子の説話には、皇子が謀反を企てた事や、皇子が紀温湯、又は、藤白坂へ向かう途中、岩代を通つた事等は言及されておらず、これらについては、更に詳しく調査しなければならない必要があると感ぜられる(この問題についての考察は本稿第三章参照)。

俊頼は次に、「家にあれば」の歌〔萬葉集〕巻第二「挽歌」一四二を挙げ、これも有間皇子が詠んだもので、先に挙げた歌と同じ時に詠まれた、とある本(未詳)に書かれていると記している。以上の記述は、前記の「いはしろの」の歌についても書承である事を示すものである。次に俊頼は、初めに挙げた歌の説明に戻り、「むすび松」の意義が「たむけ」と同じであり、松の葉を結び、これが解けないうちに、(無事に)帰って来ようと祈り結ぶので、「まさしくあらば」(結び松がそのまま、祈りが叶ったのなら)と詠まれた、という解説を付け加えている。

(2) 白波のはま松の枝のさむけぐさいくよまでとか年のへぬらん

松をむすびて、時にしたがひて、花をも紅葉ヲモ、いのり

てたむくるなり。たむけぐさといふは、これらを申すなり。
有馬の皇子、かくのごとく、まどひありき給よしをきよて、
よの人あはれがり申けり。

大寶元年に、文武天皇と申すみかどの、きの国に幸し給ひ
て、あそばせ給ける御供に、人丸陪て、彼皇子のむすび給
へる松を見て、詠める哥、

のち見んときみがむすべるいはしろの小松がうれをま
た見けんかも

おなじたび、よし丸が詠める哥、

いはしろのきしの小松をむすびたる人はかへりてまた
見けんかも

この箇所では、後世の歌人達が有間皇子を悼んで詠んだ歌三
首が挙げられている。一首目は、川島皇子が詠んだ歌『萬葉
集』巻第一「雑歌」三四)で、「たむけ」に続き「たむけぐさ」
について説明するために挙げられている。この歌は、世の人が
有間皇子が行方も知らぬ放浪をした様子を聞いて、皇子を哀れ
に思い詠んだ歌であると説明されている。二首目は、大宝元(七
〇一)年九月十八日文武天皇紀伊行幸の際、それに従つていた
と思われる柿本人麻呂が詠んだ歌『萬葉集』巻第二「挽歌」
一四六)である。三首目は、大宝元年の文武天皇紀伊行幸の折
の長忌寸意吉麻呂(「よし丸」と記されているのは俊頼の誤認
による)の歌『萬葉集』巻第二「挽歌」一四三)である。

(3) このごろの人は、いはしろと云る所の、あるとは知らで、
うせたる人の墓也、むすび松といへるは、しるしにうゑ

たる木なり、されば、祝ひの所にては、詠むまじきよし
をいへるは、ひがごにや。

この箇所では俊頼は、同時代の歌人達が、「いはしろ」という
地名がある事を知らないで、「いはしろ」とは亡くなった人の
墓であり、「むすび松」とはその目印に植えた木なので、「祝ひ
の所」(祝賀の場)ではこのような詞を詠んではならない、と
言っている事を記している。これらの見解に対し俊頼は、「ひ
がごにや」(間違つた事ではないか)、と述べている。俊頼は
「いはしろ」「むすび松」を、「祝ひの所」では避けるべき詞と
して見ていなかったようであるが、それは、これらが俊頼の皇
子の説話において、墓や死等を意味する不吉なものではないか
らだと考えられる。

(4) 後冷泉院の御時、永承四年十一月九日の哥合に詠める哥、

左 能因法師

春日山いはねの松はきみがためちとせのみかはよろづ

世ぞへん

右 資仲の弁

いはしろのおのかげにとしふれど松のみどりはか
はらざりけり

これを、大二条殿と申、関白殿の、其座に候はせ給て、い
まだ判者の定申さぬさきに、「春日と詠まれたらん哥は、
いかゞまけん。さたどもおよぶまじ」と申させ給ければ、
さることゝて、またさたすることもなくて、勝ちにけり。

次に俊頼は、前文の「ひがごとくや」を受けて具体的な例を挙げるため、「永承四（一〇四九）年十一月九日内裏歌合」の一番の歌二首について言及している。左は能因法師が、右は藤原資仲が詠んだ歌である。俊頼は、この内裏歌合に同席していた当時の関白「大一条殿」（藤原教通）が、判者であった権大納言源師房が判定を言い渡す前に、「藤原氏の氏神」春日と詠まれた歌が、どうして負けようか。あれこれ議論するまでもない事である。」と言ったので、それはその通りであるという事になり、改めて判定する事もなく左歌を勝とした、と説明している。俊頼は、「大一条殿」つまり教通を「関白」と記しているが、当時の関白は藤原頼通であったので、これは俊頼の誤りである。この箇所に記載されている能因法師の歌に対する教通の意見自体は、「永承四年十一月九日内裏歌合」の文中には見られないが、この意見とほぼ同じ内容の記述が、「嘉保元（一〇九四）年八月十九日前関白師実歌合」（又は「寛治八年八月十九日高陽院殿七番和歌合」）の「帥大納言」（源経信）による消息文の中に見られる。それによると、能因法師の歌に対して「得負けはべらじ」（負けにする事はできません）と述べたのが「二条殿」（教通）であり、これについて「さるごとく」（尤もな事だ）と述べたのは「宇治殿」（関白頼通）という事になっている。⁴¹以上が示すように、俊頼による「永承四年十一月九日内裏歌合」の記述には誤りが見られるため、これは経信等からの伝聞に基づくものではないかと考えられる。

(5) 藤氏の長者にて申させ給ければ、めでたきことにてやみにけり。

右の哥は、いはしらの松詠まれたれど、其座には、さたする人もなくて、やみにけり。

この箇所も、引き続き経信等からの伝聞に基づく「永承四年十一月九日内裏歌合」に関する記述である。しかし、このような内容の記述は、「永承四年十一月九日内裏歌合」と「嘉保元年八月十九日前関白師実歌合」の文中には見られないため、(4)で挙げた箇所とは区別して考察する。俊頼によると、教通は「藤氏の長者」の立場で、能因法師の歌に対する意見を述べたので、これは申し分ないという事になり、「永承四年十一月九日内裏歌合」の一番の歌の判定の件はおさまりがついたという事だ、と記されている。この文中にある「藤氏の長者」とは、教通の事を指しているのだが、当時の藤氏の長者は頼通であったため、これも俊頼の誤解によるものである。次に俊頼は、資仲の歌には「いはしらの松」が詠まれていたが、その歌合では、この詞について議論する人もなく終わってしまった、と記している。この記述は、「いはしらの松」を詠んでいても、非難されずに済んだ歌があるという事を示している。

(6) 後に、人のかたぶきければ、「ようもしらぬことをいふなり」とぞ、作者申されける。其人の子の、顕実の宰相申されし。

次に俊頼は、「永承四年十一月九日内裏歌合」において資仲が詠んだ「いはしらの松」の歌についての後日談を挙げている。それによると、後にある人が資仲の歌を非難したところ、「よ

く知りもしない事を言うものだ」と資仲が言っていた、と資仲の子である藤原顕実が語っていた、という内容である。この箇所と(5)を併せて考えれば、「いはしらの松」を詠んだ歌に対する反応や評価は、一様ではなかった事になる。

(7) いはしらの松は、うせたる人の墓（ナニ）の義にはあらずとも、有馬の皇子の、よからぬことによりて、まどひありき給けることのおこりをおもへば、哥合には、詠までもありぬべしとぞ、うけたまはりし。

次の記述は、「いはしらの松」に対する俊頼の結論ともいえるものである。その内容は、「いはしらの松」は亡くなった人の墓の意味ではなくとも、有間皇子が、良からぬ事が原因で放浪した事に起源があるのを考えれば、この詞をわざわざ歌合で詠まなくても良いであろう、と或る人が俊頼に説いた、というものである。俊頼がこの意見を誰から聞いたのか説明されていないが、恐らく父経信からだと思定される。俊頼自身は、「いはしらの松」が墓を指す不吉な詞だとは考えていなかったようであるが、その理由は既に(3)で説明した。しかし、「いはしらの松」は憚りある詞であるので、わざわざ歌合の場で詠むまでもないであろう、と述べられた意見に対し、俊頼は「うけたまはりし」(拝聴した)とだけ記している。この記述は、「いはしらの松」をあえて歌合で詠まなくても良いであろうという考えを、俊頼が容認する姿勢であることを示している。

以上、『俊頼髓脳』における有間皇子をめぐる説話の記事全体を内容別に分け、それぞれの箇所の説明を加えた。次に、俊

頼の議論途中での意見(3)と、結論の部分(7)に焦点を絞り、俊頼自身の意見について整理しておきたい。俊頼による皇子の説話において「いはしら」「むすび松」は、墓等を指さないので、これらが死を示唆する不吉な詞だという理由で、祝賀の場で詠んではならないという見解は間違いだと考えられる。しかし、「いはしらの松」は、皇子が良からぬ事が原因で放浪した事に関わる差し障りのある詞であり、更に、この「いはしらの松」と関連する「いはしら」「むすび松」という詞を、世間の歌人達は、忌むべき詞だと見なしている。以上の点を考慮すると、「いはしらの松」を歌合の場であまり詠まない方が良いであろう。これが「いはしら」「むすび松」「いはしらの松」に対する俊頼の結論だといえる。

次に、俊頼が「いはしらの松」を、歌合では詠まない方が良い詞として位置付けた理由について検討したい。(7)によると、俊頼が「いはしらの松」を問題視したのは、この詞の起源が、「有馬の皇子の、よからぬことによりて、まどひありき給けること」にあるからだと言明されている。「有馬の皇子の、よからぬこと」とは、孝徳天皇が皇子に譲位しなかったため、皇子が帝を恨んだ事を指すと考えられる。そして「よからぬことによりて、まどひありき給けること」とは、位を譲られなかった皇子が、都を出て、山野をあてもなく彷徨った末に、岩代で松の枝を結んだ事を指している。つまり、俊頼が「いはしらの松」を、歌合の場では避けた方が良い詞であると見なした理由は、帝を恨んだ皇子が岩代で松を結んだ事に由来するからであり、皇子の死等を示唆するからではないのである。以上から、「いはしら」「むすび松」「いはしらの松」に対する俊頼の見解

は、俊頼自身が挙げている皇子の説話を基盤に展開されている事が分かる。俊頼の議論におけるこの説話の重要性を考えると、この説話をただ単に、俊頼の誤認によるものとして片付けてしまつて良いのかという疑問を感じざるを得ない。単なる誤りではなく、当時ある程度流布していた有間皇子にまつわる説話を、俊頼が継承したという可能性はないだろうか。第三章では、こうした疑問を出発点として、複数の歌学書における皇子の説話の諸説を考察すると同時に、岩代の松・岩代の結び松等が、不吉、もしくは憚りある詞として位置づけられた背景や過程を探る。

三 その他の歌学書

俊頼による有間皇子の説話が誤認だと考えられているのは、この説話の内容が、『日本書紀』(以後書紀と表記する)や、『萬葉集』の記述等を通して知られている皇子の説話と異なるためであるという事は前述した。書紀における皇子に関する記述は、卷第二十六「斉明天皇」三年九月条と、四年十一月条の二箇所に見られる。先ず、「斉明天皇」三年九月条の記事によると、皇子は「性黠くして陽狂す」とあり、皇子が悪がましい性格で、狂人をよそおった(故意に非常識な行動をした)とある。更に、皇子は、病氣療養のためだと偽り、紀伊の牟婁温湯へ出かけて行ったと記されている。次に、四年十一月三日の記事の要旨は、下記の通りである。皇子は蘇我赤兄が自分に好意を示していると考え、赤兄の家へ行き、謀反の事を告げた。しかし、謀をめぐらしていると、脇息が自然に折れたので、それを不吉な前兆

と判断して謀を中止し、皇子は帰宅した。その夜、赤兄は、皇子の謀反の企みについて天皇に奏上した。皇子は早速捕らえられ、九日には紀温湯へ送られ、十一日には藤白坂で絞刑に処せられた。以上が、書紀における皇子の事件の概要である。更に書紀は、皇子の謀に関するいくつかの異説を伝えているが、大體は以上の如くである。

書紀における有間皇子の記事で興味深いのが、これらの記事には皇子が詠んだ歌はおろか、「岩代」という地名さえ出てこないという事である。これは、現在知られている皇子をめぐる説話が、『萬葉集』の皇子の歌とその題詞を、書紀の記述を基に解釈した結果である。更に興味深いのは、書紀自体が有間皇子の事件の異説を伝えている点である。これらの異説は、何れも「或本」としか記されていない資料を典拠としており、その内容は、皇子が短籜(短い紙片で作った籤)を使って謀反の吉凶を卜占した事や、皇子の謀反の計略が、宮殿を焼き、船軍を用いて淡路国を断つというものであった事を伝えている。これらの記述が、書紀の元となった資料の存在を示すと考え、それを「有間伝」ともいふべき書であったのではないかと提言されたのは中西進氏であるが、残念ながら中西氏の説を立証するに足りる十分な資料が残されていないようである。しかし、書紀が編纂された時点で、皇子をめぐる説話の異説が存在していた事を、書紀自体が示しているのである。

書紀と『萬葉集』の他に、歌学書が有間皇子をめぐる説話を採り上げている。その中で『俊頼髓脳』は最も初期のものの一つであるが、他に『綺語抄』『奥義抄』『和歌童蒙抄』『袖中抄』『和歌色葉』『八雲御抄』『色葉和難集』等にも、皇子をめぐる

説話に関する記述が見られる。更に、『萬葉集註釈』等の『萬葉集』の古注釈書にも、皇子をめぐる説話が挙げられているが、本章では『綺語抄』から『八雲御抄』までの歌学書に焦点を絞り検討する。先ず、『綺語抄』についてであるが、これは藤原仲実著の歌学書であり、その成立年は康和元（一〇九九）年から元永元（一一一八）年頃と推定されるので、『俊頼髓脳』とほぼ同時代に著された書である。以下は、『綺語抄』下巻「植物部」の「木」における「いはしろのむすびまつ」という掲出語がある箇所に見られる記事である。

いはしろのむすびまつ

いはしろのきしのまつえをむすびたる人はかへりてたまみけんかも

或人云、岡本天皇の王子のものにくるひてありき給けるが、紀伊國のいはしろといふ所の松を、いまあるきめぐりてえだ見むとてむすびおき給へりけるを、かくよむとぞ人はおほせられける。此歌に心かなへり。又或本云、つかにううる松をむすびておくをいふ。

いはしろの野中にたてるむすび松こゝろもとけずむかしおもへば

住吉に石代といふ所ある也。

この『綺語抄』の記事には、書紀と『俊頼髓脳』の記事との共通点と相違点が見られる。先ず、この記事は、有間皇子の作歌ではなく、長忌寸意吉麻呂の萬葉歌（一四三）を基に展開されており、更に、もう一首意吉麻呂の「いはしろの」の萬葉歌

（一四四）が添えられている点が『俊頼髓脳』とは異なる（このもう一首の意吉麻呂の歌は、『俊頼髓脳』には挙げられていない）。次に『綺語抄』によると、有間皇子は、岡本天皇つまり舒明天皇、又は、斉明天皇（後岡本天皇として知られているが、岡本天皇と記載されている場合もある）の「王子」と記されているが、これは仲実がこの説話を語った「或人」の誤りであり、書紀と『俊頼髓脳』にあるように「孝徳天皇の皇子」が正しい。更に『綺語抄』には、皇子が狂つて放浪したと記されているが、皇子が狂つたという内容は『俊頼髓脳』には見られず、書紀の「斉明天皇」三年九月条の記事には皇子が「陽狂」したという記述がある。書紀における「陽狂」と、『綺語抄』の「ものにくるひて」は厳密には一致しないが、相通じるものがあるとも考えられる。又、『綺語抄』における皇子をめぐる説話の流れは、『俊頼髓脳』と通じるものであり、特に、皇子が放浪して紀伊国岩代へ行き着いたという『綺語抄』の内容は、『俊頼髓脳』と同じである。しかし、話の詳細や記事全体の構成は『俊頼髓脳』と異なっている事から、『綺語抄』の記事と『俊頼髓脳』の記事との間に、直接の書承関係はないと考えられる。

更に『綺語抄』では、皇子の説話の後に「或本」（未詳）が引かれ、「いはしろのむすびまつ」が「つかにううる松」（墓に植えた松）を結んでおく事だと説明されている。この考えを裏付けるためか、次に『綺語抄』では、「野中にたてるむすび松」を詠んだ意吉麻呂の萬葉歌（一四四）が挙げられているが、この歌の説明は記されていない。次に、住吉に「石代」という所がある事が記されているが、これについても何も説明されてい

ない。以上が示のように、『綺語抄』では、「いはしろのむすびまつ」が、はっきりと非難されてはならず、これが狂った皇子が彷徨った挙句に岩代で結んだものであり、更に、墓をも意味すると客観的に記されているだけである。

次に、『奥義抄』における有間皇子に関する記事について考察したい。『奥義抄』は、藤原清輔著の歌学書であり、その成立年は、天治元（一一二四）年から天養元（一一四四）年頃と推定されるので、『俊頼髓脳』『綺語抄』以後成った書である。下記が『奥義抄』における有間皇子をめぐる説話の記事である。

十九 （十七） わがことはえもいはしろのむすびまつ千とせをふとも誰かとくべき

これは物語合するところにてよめるなり。わがことはえいはじとよめる也。むすび松のことしらぬ人なし。有間の皇子世をうらみて山野に迷ひありき給ひしとき結びたまへる松なり。さてよみ給へる歌

（十七） いはしろのはま松がえをひきむすびまさしくあらば
又かへりこむ

この記事は、『奥義抄』『中釋』の『拾遺抄』の歌（拾遺歌二十一首）が論じられている「雑上」に見られる。この記事の初めに挙げられている歌は『拾遺抄』巻第十「雑下」所収の會禰好忠の歌（五一三）であるが、元は天元四（九八一）年四月二十六日に行われた「故小野宮右衛門督齊敏君達歌合」（又は「天元四年四月二十六日故右衛門督齊敏君達歌合」、更に、同年五月に行われたとされる「奈會奈會歌合」（又は「某年（五

月）故右衛門督齊敏君達後謎歌合」の歌である。『奥義抄』において、この好忠の歌を論じる際に、有間皇子をめぐる説話を挙げる点が『俊頼髓脳』『綺語抄』とは異なる。この歌は、「故小野宮右衛門督齊敏君達歌合」の一番左歌で、その意味は、私の謎の答えは、（あなたが）言う事はとてもできませんまい、（岩代の）結び松のように、千年を経ても、誰が解く事ができようか、というものである。『奥義抄』では、この歌の簡単な説明から展開して、「むすび松」の事を知らない人はいないと前置きしてから、皇子の説話を簡潔に紹介している。その説話によると、「むすび松」は、皇子が世を恨み、あてもなく山野を放浪していた時に結んだ松であると記されている。次に、その時に皇子が岩代で詠んだ歌として、「いはしろの」の萬葉歌（一四一）が挙げられているが、この歌の詳しい説明は記されていない。以上のように、『奥義抄』における皇子の説話の大意は、『俊頼髓脳』とほぼ同じである。しかし、それと同時に『奥義抄』では、好忠の歌に関連して皇子をめぐる説話が挙げられており、その好忠の歌自体は、「いはしろのむすびまつ」を詠んではいるが、謎合の場において非難されてはならず、後には『拾遺抄』や『拾遺集』（巻第九「雑下」五二六）にも収められている。別の箇所では禁忌の問題に言及している清輔が、岩代の結び松については問題視していない。それは、たまたま触れなかっただけに過ぎないかもしれないが、あるいは、少なくとも清輔にとってこの詞はさほど禁忌ではなかったという事の現れかもしれない。

『奥義抄』以降のいくつかの歌学書における有間皇子をめぐる説話は、『俊頼髓脳』『綺語抄』『奥義抄』から少なからず影

響を受けたと考えられる。藤原範兼著の『和歌童蒙抄』にも、有間皇子をめぐる説話に関する記事が見られるが、これは久安元（一一四五）年から仁平三（一一五三）年頃成立したと推定されるので、『奥義抄』以後、間もなく成った書である。以下は、『和歌童蒙抄』巻七の「木部」所収の「松」という掲出語がある箇所に見られる皇子をめぐる説話に関する記事である。

松

いはしろのはままつのえをひきむすびまことさちあらばまたかへりこむ

いはしろの野中にたてるむすびまつころもとけずむかしおもへば

のちみむときみがむすべるいはしろのこまつのうれをまたもみむかも

萬葉にあり。孝徳天皇と申ける帝の位をさり給はんとしける時に、有馬王子の位をたもつまじきけしきをみしり給てゆづり給はざりければ、世を恨てうかれありき給て、いはしろと云所にて松の枝をむすびてよみ給へる歌也。

この記事に見られる一首目の有間皇子の萬葉歌は『俊頼髓脳』と『奥義抄』に、二首目の意吉麻呂の萬葉歌は『綺語抄』に、三首目の人麻呂の萬葉歌は『俊頼髓脳』に、それぞれ挙げられている。続けて記される皇子をめぐる説話は、『俊頼髓脳』『奥義抄』における皇子の説話とはほぼ同じ内容で、特に『俊頼髓脳』の説話とは、話の詳細や文章構成が酷似しており、そのまま受け継いだのではないかと考えられるものである。この『和歌

童蒙抄』の記事においても、『綺語抄』『奥義抄』と同様に、岩代の結び松等に対する批評は述べられておらず、これは皇子が世を恨み結んだものであると客観的に記されているだけである。

『和歌童蒙抄』以後、有間皇子をめぐる説話に着目したのは頭昭である。頭昭著の歌学書である『袖中抄』（文治二（一一八六）年から三年頃成立）には、皇子をめぐる説話に関する記事の集大成が見られ、巻第十七における「いはしろのまつたむけくさ」という掲出語がある箇所には、『俊頼髓脳』や『綺語抄』に見える皇子をめぐる説話の記事がほぼそのまま挙げられ、頭昭がそれらについて独自の意見を述べている。更に、同じ箇所には、有間皇子が詠んだとされる「いはしろの」の萬葉歌（一四一）が挙げられ、「此歌より事起りて、いはしろの結松といふ事は詠み始めたるなり」と記されており、「いはしろの結松」という詞が、この皇子の歌から詠み始められたと説明されている。『俊頼髓脳』では、「いはしろの松」の起源が、皇子が良からぬ事が原因で放浪した事であると記されているが、「いはしろの結松」という詞の起源をこの皇子の歌に辿っているのは、『袖中抄』が最初と見られる。

頭昭が挙げている他文献の記事の中には、原文と微妙に異なる箇所が見られ、興味深い。次はその例で、頭昭の引く『俊頼髓脳』における「永承四年十一月九日内裏歌合」の後日談に関する記述である。

①石代の松はいみある事なりといひけるを聞きて、彼石代の事をおる聞きてよくも知らぬ人のいふなめりとぞ。この

歌詠みたる資仲の子にて腹立たれしなめり。石代の松は失せたる人の墓の義にはあらずとも、有馬皇子の位につき給ふべきがさもなくて、よからぬ事にてまどひありき給へる事の起りを思へば、歌合には詠までもありぬべし。いとめでたしとも聞こえずとこそ申さまほしかりしか。

この記述は、前章の(7)で論じた『俊頼髓脳』の記事に該当するが、傍線部は本稿が底本としている顕昭本『俊頼髓脳』(久世本『無名抄俊頼』や、定家本『俊頼髓脳』(国会本・冷泉家本)には見られない文章である。しかし、『唯独自見抄』と称する他の顕昭本(逸脱本)には、この『袖中抄』の記事とほぼ同じ内容の記述が見られ、『袖中抄』と『唯独自見抄』の深い関連を示している。傍線部①には、資仲の「石代の松」を詠んだ歌が問題視された事に対して、資仲の子である顕実が如何なる理由で反論し、又、立腹したかが説明されている。傍線部②は、「石代の松」を詠む歌は、歌合の場において、禁忌とまでは言えないとしても、あまり感心はできないと申し上げたかった、という、当該歌合に同席していた経信の感想であろうか。以上のように、この『袖中抄』が引用している後日談は、流布本の『俊頼髓脳』より分かり易い内容となっている事が窺える。次に『袖中抄』では、下記の記事が挙げられている。

或書云、人の墓に生ひたる松を、いはしろの松といふ事ありといへり。無所抛事歟。或は塚に植うる松を結びて置くをいふ。或は住吉に石代といふ所ありといへり。

綺語抄云、岡本天皇の皇子の物に狂ひて結び置き給云々。

ここでは、「或書」(未詳)と『綺語抄』から別々の記事が引かれているが、『綺語抄』においても、ここに見える「或書」の記述が、「或本」(未詳)からの記述として挙げられているので、この『袖中抄』の記事と、『綺語抄』の記事の内容は、ほぼ同じである。しかし、注目すべきは、『袖中抄』における「或書」からの記述は、『綺語抄』からの記述の一部として挙げられているのではなく、『綺語抄』に関する記事の前に、「或書」からの記事として独立した形で載せられている点である。このことから、『袖中抄』も『綺語抄』と同様に、皇子をめぐる説話を綴った他の文献があつた事を指摘している事が分かる。上記の記事の傍線部は、『綺語抄』には見られない文章であるが、これは「或書」において示された見解、又は、顕昭自身の意見だと考えられ、「いはしろの松」が人の墓に生えた松であるという考えを、強く疑問視している記述だといえる。

次に挙げた箇所には、顕昭の「いはしろの結松」に対する結論が述べられている。

今云、此事等皆以無所抛事等也。齐明天皇四年戊午十月幸于紀伊国温泉、有馬皇子謀反被誅、皇子已於磐代結松、墓義、住吉義不可有云々。又不吉之条勿論歟。彼皇子後謀反被誅、専不可出内裏歌合歟。然者只。高砂の尾上の風に年ふれど、くともありぬべし。

この記事の一行目の「此事等皆以無所抛事等也」という文は、顕昭がここまで論じてきたいくつかの歌学書における「いはしろの松」等に対する考えを、否定する姿勢である事を示している。

る。次に、顕昭は、書紀における皇子の謀反に関する記事と、『萬葉集』所収の皇子をめぐる歌に対する解釈を基に、「磐代結松」に対する見解を述べている。それによると、「磐代結松」は、有間皇子が誅された時には、既に紀伊国岩代において皇子が結んでおいた松であるので、これは「墓」を指すものではなく、又、「住吉」にあるというのも誤りであるが、皇子が謀反を企てたために誅された事を考えると、これは当然不吉な詞であり、内裏歌合では専ら詠むべきではないのではないかと、という内容である。次に、顕昭は、資仲が詠んだ歌の改定案を挙げ、「いはしろの」ではなく、「高砂の」というように詠むべきであったと記している。以上が示すように、『袖中抄』においては、「いはしろの結松」が、歌合では詠むべきではない詞だという考えが強く打ち出されているが、それは、この詞が、謀反を企てたため誅せられた皇子に関わるものであるからだと言明されている。『袖中抄』では結論として、書紀や『萬葉集』にその根拠を求めている点で、前述した歌字書とは異なっている。

『袖中抄』以後、有間皇子をめぐる説話について言及しているのは、上覚著の『和歌色葉』（建久九（一一九八）年頃成立）である。『和歌色葉』における皇子をめぐる説話の記事は、下巻の中で『拾遺抄』の歌十九首を論じた箇所に見られる。その内容は『奥義抄』のものと殆ど同じで、岩代の結び松については、これは皇子が世を恨んで結んだものであると客観的に記されているに過ぎない。『和歌色葉』において特に注目すべき点は、上巻の「五 撰抄時代者 付私集口傳物語」という掲出語がある箇所に、「伊勢物語」「大和物語」「源氏」等と並び、「有

馬の王子」という名で知られた物語が挙げられている事であるが、この「有馬の王子」は、散佚した古物語ではないかと考えられる。

『和歌色葉』以後、岩代の結び松等について記しているのは、順徳天皇著の歌論書の『八雲御抄』（承久三（一一二二）年から仁治三（一二四二）年頃成立）である。『八雲御抄』巻第一には歌合の歌及び屏風と障子歌について論じている箇所があるが、その中の「可憐名所并詞」という掲出語がある箇所には、「岩代のむすび松（事のおこり有憐。禁中にては不可詠。いはしろの松は無忌。結がはざかりある也。）」という記述が見られる。この記述は、「岩代のむすび松」は、その起源に憐りがあるので、禁中では詠むべきではないが、「いはしろの松」は忌む（詞）ではなく、「結び（松）」に差し障りがある、と説明できる。「岩代のむすび松」の起源に憐りがあるという考えは、『俊頼髓脳』『袖中抄』における記述と共通する。更に、「岩代のむすび松」を禁中のような晴れれ場で詠むべきではないという考えは、『俊頼髓脳』『袖中抄』にも見られるが、この考えを明記するのは『袖中抄』『八雲御抄』に限られる。次に、「いはしろの松」ではなく、「岩代のむすび松」が憐るべき詞だとする考えについてであるが、これは順徳天皇が、禁中における歌合の歌等を対象に述べた意見だと考えられる。順徳天皇は、「永承四年十一月九日内裏歌合」における資仲の歌のように、「いはしろの松」を詠んでも非難されていない歌がある事を考慮して、「いはしろの松は無忌」と記したのではないであろうか。更に、「岩代のむすび松」についてであるが、これは結ぶという行為に、皇子の恨みの思いが読み取れるので、禁忌

としたのではないかと考えられる。

しかし、『八雲御抄』巻第三の「松」という掲出語がある箇所には、「岩代の松は、斉明御宇に有間皇子結_レ之。非_二吉事_一。仍心もとけずと〔は〕云り。」とある。この記述の趣旨は、「岩代の松」は有間皇子が結んだという話があり、めでたい事ではないので、「心もとけず」という詞と取り合わせて詠むのだ」と説明できる。「仍心もとけずと〔は〕云り」は、意吉麻呂の萬葉歌（一四四）における「心もとけず」を指していると思われる。以上の巻第一と巻第三の記述を突き合わせると、『八雲御抄』が問題としているのは、ただの「松」か「結び松」という点で、ただの「松」なら可、「結び松」は禁中では不可という考えを打ち出しているように見られる。順徳天皇は、禁中以外の「結び松」についてはあえて触れていないが、絶対不可とはいわないまでも、あまり好ましいともいえないと考えていたのではないであろうか。

四 実作例

岩代の松や岩代の結び松の実作例の中には、鬱々として晴れない心、更に、後悔や恨みの思いを詠んだ暗い印象の歌が目につく。それは岩代の松や岩代の結び松が、有間皇子に関わるものであり、特に結び松が、皇子の思いを表象すると解されている事に関係しているようである。しかし、これらの歌の多くは皇子の死を哀悼する歌ではなく、恋歌であるのが興味深い。岩代の結び松等を詠んだ恋歌が多く見られるようになるのは、『拾遺集』以降の事であるが、『拾遺集』自体には、岩代の結び松

を詠んだ歌が四首収められている。それらは巻第九「雑下」所収の前述した好忠の謎合の歌（五二六）^{三十四}、巻第十二「恋二」の読人しらすの歌（七四二）、巻第十四「恋四」の人麻呂の歌（意吉麻呂の萬葉歌（一四四）の異伝・八五四）、更に、巻第十九「雑恋」に重出の同じ人麻呂（意吉麻呂）の歌（一二五六）である。以上の中から、次に初めの三首を挙げる。

なぞなぞものがたりしける所に

わが事はえもいはしろの結松ちとせをふともたれかたくべ
き
（曾禰好忠・五二六）

あるをとこの、松をむすびてつかはしたりければ

なにせむに結びそめけんいはしろの松はひさしき物としる
しる
（読人しらす・七四二）

題しらす

いはしろの中にたてる結松心もとけず昔おもへば
（人麻呂・八五四）

これらの中で先ず着目したいのが三首目の人麻呂（意吉麻呂）歌で、この歌は『拾遺集』では、過去の恋愛を追慕する恋歌と解されている。この歌における「いはしろの結松」は、過ぎし恋を忘れられず晴れる事のない心を表現する景物として捉えられているが、それと同時に、「昔おもへば」（昔の事を思い出すと）により有間皇子が岩代で結んだ松も思い起こされ、苦しい恋の思いに皇子の思いが重ねられ、その辛さを強調しているよ

うに見られる。この人麻呂(意吉麻呂)の歌を踏まえているのが二首目の好忠の歌であるが、好忠はこの人麻呂(意吉麻呂)の歌を恋歌としてではなく、有間皇子を悼む歌として捉えている。そのため、好忠の歌における「いはしろの結松」は、皇子が岩代で結んだ松を表しており、この皇子が結んだ松が長い間解けなかったように、誰がこの謎を解く事ができようか(とても解く事はできないであろう)、という意味で詠まれていると見られる(前章参照)。更に、好忠の歌には「えもいはしろの結松」という詞があるが、岩代の松に「言はじ」を掛けているのはこれが初出のようで、この歌以後、言う事ができない鬱々とした恋の思いを表現する際に用いられるようになる。最後に、二首目の読人しらずの歌であるが、これはつれない相手と愛情を交わしてしまつた事を後悔する気持ちを表している。この歌における「いはしろの松」の「松」は「待つ」を掛けており、訪ねてこない多情な相手を待つ事を意味している。しかし、それと同時にこの歌の「いはしろの松はひさしき物」(岩代の松が久しいもの)は、過去に皇子が岩代で結んだ松を追想させ、更に、心に蟠りを残したまま死んだ皇子の無念も思い出されて、恋愛に対する後悔の気持ちにより強調されている。この読人しらずの恋歌と、恋歌として解された人麻呂(意吉麻呂)の歌が広く流布したため、『拾遺集』以降、岩代の結び松を詠んだ恋歌が多く見られるようになり、次第に岩代の結び松が、悶々とした苦しい恋心を表象する景物として捉えられるようになったと考えられる。

「二百番歌合」(建久三(一一九二)年から四年)にも、岩代の松を詠んだ歌が見られるが、それは「寄木恋」九番左の藤原

兼宗の歌(一〇三七)で、「なにとなくむすぼほらんきみは(二十五)よもあはれとだにもいはしろのまつ」というものである。この歌の意味は、なんとなく(心は)岩代の松のように鬱屈して晴れないであろうか、あの人はよもや哀れたとさえも言つてくれないであろうか、というもので、つれない相手に対する恨めしい思いが表現されている。この歌では、「むすぼほらん」心(鬱々とした恋の思い)を表現する景物として「いはしろのまつ」が詠まれているが、それはやはり「いはしろのまつ」が皇子の晴れない思いを表象するものであるからだと考えられる。しかし、この兼宗の歌に対する歌合判詞は、「左歌、君はよもといひおきて、あはれとだにもいはしろの松、艶(二十六)に侍るべし」というもので、この歌が「いはしろのまつ」を詠んでいるのを非難してはいない。この兼宗の歌は、有間皇子の説話を基盤としていただけではなく、『拾遺集』の読人しらずの恋歌(七四二)を踏まえ、更に、『金葉集』所収の源頭国の歌(三七八)と『拾遺集』の好忠の謎合の歌(五二六)も参考に行っていると見られる。「二百番歌合」の判者であった藤原俊成がこの兼宗の歌を問題視していないのは、俊成がそもそも「禁忌の詞」というもの自体を、さほど重視していなかったからではないであろうか。更に、俊成が禁忌の問題には触れず、兼宗の歌を「艶」と称賛している理由は、俊成の関心が歌の表現の可能性を追求する事にあつたからだと考えられる。

この兼宗の歌(一〇三七)の他にもう一つ「艶」と評されている岩代の松を詠んだ歌がある。それは、「千五百番歌合」(建仁元(一一〇一)年から二年)の「恋一」における千百五十八番右の源通光の歌(二三一五)「身のうきはさてつれなきにし

らるればむすぼほれてもいはしろの松」である。この通光の歌に対する判詞は、「右歌、身の程おもひしりて、むすぼほれてもいはしろの松、艶にはべればすてがたく、持などにこそ」というものである。「千五百番歌合」と前述した「六百番歌合」において、判者ばかりでなく、これらの歌合に参加していた他の歌人をはじめ、禁忌の詞を問題視しそうな同時代や後世の人々の誰からも、兼宗と通光の歌が非難された形跡がないのを見ると、その要因は、これらの歌が帝に対する恨みから転換して、恋の恨みについて詠んでいる事が許容されたからと考えられるのではないであろうか。兼宗と通光の作歌以降も、岩代の松を詠んだ歌が見られるが、その例歌として、「ことのはにむすぶ契はみえぬれどたのめといかがいはしろの松」(『拾遺愚草』下部類歌「雑」)「無常」・慈円・二七九六)、「年をへて又あひ見ける契をもむすびやおきしいはしろの松」(『続後撰集』巻第九「神祇歌」・前太政大臣実氏・五六三)、「我のみかとけぬらみはいにしへの代代にもありといはしろの松」(『続拾遺集』巻第十六「雑歌上」・前関白左大臣一条実経・一一〇五)等を挙げる事ができる。これらの中には、実氏の熊野御幸の折の歌のように、めでたい歌も見られるが、実経の歌のように、自らの無念の思いに重ねて、解ける事がない有間皇子の恨みの思いを表現しているものも見られる。

以上の例歌が示すように、岩代の松・岩代の結び松を詠んだ歌は、中古から中世にかけても見られるのであるが、歌合において岩代の結び松を詠んだ歌は、十三世紀前半以降殆ど見られなくなる。岩代の松・岩代の結び松が問題視され、後に歌合に詠まれなくなったのは、『俊頼髓脳』に打ち出された考えが原

因と考えられるが、顕昭が『袖中抄』において表明した「いはしろの結松」を内裏歌合で詠むべきではないという考えも影響していると思われる。顕昭は前述した「六百番歌合」に加わっており、その当時、既に『袖中抄』において「いはしろの結松」に対する批判を述べていたのであるが、「六百番歌合」で兼宗が歌(一〇三七)を詠んだ折、俊頼や顕昭が打ち出した批判を考慮したのであろうか、岩代の結び松自体は避け、工夫を凝らして「むすぼほる」と「いはしろの松」を詠んでいる。更に、「千五百番歌合」の通光の歌(二三一五)にも「むすぼほれてもいはしろの松」と詠まれているが、この歌は兼宗の歌に倣っただけではなく、やはり岩代の結び松という詞自体を避けるため、「むすぼほれても」と「いはしろの松」を詠んだのではないかと考えられる。これらの歌において「結ぶ」という詞が避けられ、「むすぼほる」が詠まれているのは、「結ぶ」が能動的であり、その行為自体に恨みの思いが読み取れると解されたためなのではないであろうか。一方「むすぼほる」は人為的な行為ではなく、自然の状態を表しているため、「結ぶ」ほど難くないと考えられたと推定される。

「六百番歌合」以降は、岩代の松を「結ぶ」という行為自体が表現された歌合の歌が見られないようである。例えば、「宗尊親王百五十番歌合弘長元(一二六一)年」には、「涼しさに又も結ばむいはしろの野中にたてる松の下水」(「夏」五十番左・前遠江守時直)という歌がある。この歌の「結ぶ」にも、「いはしろ」「松」の縁語としての機能はあるが、「結ぶ」の目的語は「松」ではなく「下水」であるので、この歌自体は「松」を「結ぶ」という行為を表現してはいない。更に、結び松(「む

すばほる「松を含む」という景物自体が「岩代」と一緒に詠まれている歌合の歌も見られなくなる。例えば、「十一月十日春日社歌合」(元久元「二二〇四」年)には、「宮人とはばやいはんいはしろの松はさびしく風うらむとも」という歌(松風「六番左・右衛門督源通具・七二」が見られ、二月二十六日内裏詩歌合(建保元「二二二三」年)には、「有明の雲ふきはらふ秋かぜにひとりしぐるいはしろのまつ」という歌(野外秋望「十九番右・藤時宗・九〇」)がある。これらの歌は、岩代の松を詠んではいるが、結び松自体を景物として表現してはいない。二月二十六日内裏詩歌合」以降は、「岩代の松」を詠んだ歌合の歌も暫くの間全く見られなくなり、二百年以上経た十五世紀の「前摂政家歌合」(嘉吉三「一四四三」年)の「春きぬとたれいはしろの雪に猶むすばほれ行く松の下草」(「初春」一番右・権大納言資広卿・二二)と、「歌合文明十六(一四八四)年十二月」の「いはしろや松のうれこす風の音はなほしかすがに露むすぶみゆ」(「秋」三十六番右・内大臣・七二)に、「いはしろ」と「松」を詠んだ歌二首が見られるだけである。これら二首では、「むすばほる」「むすぶ」という詞が、「いはしろ」「松」の縁語として用いられているものの、「松」を「結ぶ」とは詠んでいない。これらの歌が示すように、十二世紀前半以降、岩代の結び松を詠んだ歌合の歌が見られなくなったのは、『俊頼髓脳』や『袖中抄』で打ち出された考えが流布したためではないかと考えられる。以上から、順徳天皇が『八雲御抄』を著した時点では、岩代の結び松は既に歌合の歌に詠まれなくなっていたと想定される。そのため、順徳天皇が岩代の結び松を「禁中にては不可詠」と記したのは、これが歌合の歌の現

状であったからだと解する事ができるのではないであろうか。

五 まとめ

『俊頼髓脳』に見られる有間皇子の説話は、書紀や『萬葉集』の記述を通して知られている皇子の説話とは内容が異なるため、俊頼の誤認によるものではないかと考えられてきた。しかし、『俊頼髓脳』における皇子の説話とほぼ同じ内容の説話が、『綺語抄』『奥義抄』『和歌童蒙抄』『袖中抄』『和歌色葉』にも収められているのである。これらの歌学書の中で、『綺語抄』は『俊頼髓脳』と直接の書承関係がないと考えられる。『綺語抄』には、『俊頼髓脳』と内容が異なる皇子の説話が見られ、更に、『奥義抄』『和歌童蒙抄』『袖中抄』等のように、『俊頼髓脳』以後重要視された歌学書においても、『俊頼髓脳』とほぼ同じ内容の説話が載せられている事から、この説話は俊頼の誤認によるものではなく、有間皇子説話の異説と捉える事ができるのではないであろうか。本稿では、皇子をめぐる説話の異説の存在を裏付ける証拠として、書紀における「或本」からの皇子の謀反に関する記事、『綺語抄』『袖中抄』に記されている「或本」「或書」からの記述、『和歌色葉』に見られる「有馬の王子」という物語を挙げたが、これらに関して更に深く追究する必要があると考える。

更に、歌学書における有間皇子をめぐる記事は、岩代の松・岩代の結び松等が憚りある詞として位置付けられた理由を解明している点からも重要である。『俊頼髓脳』によると、岩代の松が歌合の場では避けた方が良い詞と見なされたのは、これが

帝を恨んだ皇子により岩代で結ばれた松に由来するからであると説明されている。しかし、『袖中抄』はそれを否定し、岩代の結び松を内裏歌合で詠むべきでないのは、謀反を企て誅せられた皇子に関わる詞であるからだと説明している。『八雲御抄』はこれらの考えを受け継ぎ、禁中では岩代の結び松を詠むべきではないとしている。岩代の松・岩代の結び松は、古来より有間皇子を哀悼する歌や、鬱屈して晴れない恋心や恨みの思いを表現する歌に詠まれてきた。しかし、十三世紀前半以降、これらの詞・景物は歌合の歌に詠まれなくなる。それは、『俊頼髓脳』や『袖中抄』で打ち出された岩代の結び松に対する否定的な考えが、歌合の歌に大きく影響したからだと考えられる。

岩代の松や岩代の結び松を詠んだ歌合の歌の判詞については、更に深く究明しなければならない問題が残されており、それらを今後の研究課題としたい。

[注]

(一) 橋本不美男氏は、俊頼による有間皇子の説話を「誤り」だと見ており、更に、この俊頼説の内容について、「本書『俊頼髓脳』の進上者（関白忠実女勲子）を考慮しておぼめかしたのか、あるいは、全くの誤認であったかは不明」と記している（『日本古典文学全集』『俊頼髓脳』一三六頁参照）。

(二) 本稿では、京都大学附属図書館蔵（久世本）『無名抄俊頼』の翻刻である俊頼髓脳研究会編『顕昭本俊頼髓脳』（顕昭本）を底本とするが（本文に挙げた箇所には、適宣、仮名に漢字を当て、句読点・濁点を私に付し、会話を「」でくくった）、定家本との主な異同を確認するため、俊頼髓脳研究会編、国立国会図書館蔵

『俊頼髓脳』（定家本）と、それを底本とする旧全集、更に冷泉家時雨亭叢書『俊頼髓脳』（定家本）を参照する。しかし、本文の意味・内容に関わらない異同は挙げていない。

(三) 久世本（顕昭本）では「えたもつまじき^{イけしき}。御覽じて」であるが、国会本・冷泉家本（定家本）では「えたもつまじきけしきを御覽じて」である。

(四) 久世本では「返らん」であるが、国会本・冷泉家本では「かへりこん」「返こん」である。

(五) 『萬葉集』所収の歌は『新編日本古典文学全集』に拠る。歌番号は旧『国歌大観』に拠る。

(六) 本稿注一参照。

(七) 橘守部の『檜婦手』は、皇子が「鎮魂」にかけて松の枝を結んだと解しており、『萬葉集叢書』第三編一二二頁、渡辺護氏は、皇子の「結松」を「結ぶ」ことで自分の魂を封じ込めるという祈りの習俗」と関連付けて考えておられる（渡辺護氏「有間皇子自傷歌をめぐって」伊藤博氏・稲岡耕二氏編『万葉集を学ぶ』第二集一二二頁）。

(八) 久世本では「白波のはま松の枝のさむけぐさいくよまでとか年のへぬらん」であるが、国会本・冷泉家本では「しらなみのはま松が枝のたむけぐさいくよまでにか年のへぬらん」である。

(九) 久世本では「墓」であるが、国会本・冷泉家本では「つか」である。

(十) 「嘉保元（一〇九四）年八月十九日前関白師実歌合」（寛治八年八月十九日高陽院殿七番和歌合）の文中に見られる「帥大納言」（源経信）の消息文からの記事を次に挙げる（『平安朝歌合大成増補新訂』第三卷一五〇一頁）。

殿上の歌合に侍りしに、左の一番の歌に、「春日山岩根の松も君がため」とよみ上げられはべりしに、「一条殿、「春日をかたてまつりたらむ歌は得負けはべらじ」とのたまひしかば、宇治殿も「さること。」と御気色はべりて勝ちぬ。さだめられ侍りしことのおぼえはべりしかば、その由を申して持とのみ判じまじしを、その案内も知らざる人は、あやしとや思ひはべりけむ。

(十一) 久世本では「よ、もしらぬことをいふなり」であるが、国会本・冷泉家本では「ようもしらぬ事いふなり」である。

(十二) 久世本では「墓」であるが、国会本・冷泉家本では「つか」である。

(十三) 中西進氏「万葉の発想」森脇一夫博士古稀記念論文集刊行会編『万葉の発想』（桜楓社 一九七七）九〇―一〇頁。

(十四) 『萬葉集』の古注釈書で、有間皇子をめぐる説話について言及しているのは、仙覚著の『萬葉集註釈』、由阿著の『青葉丹花抄』、一条兼良著の『歌林良材集』、宗祇著の『萬葉抄』（宗祇抄）、『萬葉集目安』（著者未詳）、下河辺長流著の『萬葉集管見』、契

沖著の『萬葉代匠記』、等である。

(十五) 『綺語抄』『奥義抄』『和歌童蒙抄』『和歌色葉』『八雲御抄』からの引用は、『日本歌学大系』に拠る。

(十六) 徳川黎明会本によれば「また」であるので、「たま」と記されているのは『日本歌学大系』の誤植によるものではないかと考えられる。

(十七) 『奥義抄』における目録番号と見られる。

(十八) 大東急記念文庫本によると「いま」となっている。

(十九) 『拾遺抄』『拾遺集』の歌と歌番号は『新編国歌大観』に拠る。

(二十) 『奥義抄』ではこの歌が「物語合」の時の歌だと記されているが、『拾遺抄』所収の歌には、「なぞなぞものがたりし侍りける所に」という詞書が添えられている。「物語合」は、左右に分かれて物語に歌を添えて出し合い、その優劣を競うという歌合形式の遊びである。しかし「なぞなぞ物語」は謎合の事で、これは左右に分かれて、謎々に対して答え合うという形式なので、「物語合」とは異なる遊戯である。

(二十一) 「故小野宮右衛門督斎敏君達歌合」（天元四年四月二十六日故右衛門督斎敏君達謎合）の一番左右歌と判詞は以下の通りである（『平安朝歌合大成増補新訂』第一巻六〇〇頁）。

左は、青柳の薄様一重ねに書きて、松の枝に付けて、かくなむありける。

わがことはえもいはしろの結び松千年を経て誰か解くべき

右は、紫の薄様一重ねに書きて、棟の花に付けたり。

晩稲の今は早苗と生ひたちてまくてふ種もあらじとぞ思ふ

かくて、得解かぬをば、おのが方に解かせて、勝負を定むるに、人の心いづれもいづれも同じやうなりければ、いとう解きつつ、持にて合はせ合はせたるほどに、あるが中にかしこくもあらぬことに思ひ悔りたるにやありけむ、得確かに解きやらず、右方に教一つさされて、負けぬ。

(二十二) 『袖中抄』からの引用は『歌論歌学集成』第五卷に拠る。

(二十三) 本稿第二章（7）に該当する『唯独自見抄』の記述（俊頼髓脳研究会編『唯独自見抄』四九頁）は以下の通りである（適宜、仮名に漢字を当て、句読点・濁点を私に付した）。猶、この『袖

中抄』の箇所が『唯独自見抄』とほぼ同じである事を、指摘くださったのは鈴木徳男氏である。

右の哥を、このごろの人の、岩代の哥は、忌ある事なりといひけるを聞きて、彼いはしろの事をおろ聞きて、よく知らぬ人のいふなめりと顕実のさい将が、その哥詠みたる資仲の子にて腹立たれし也。いはしろは、げに死人の塚にはあらずとも、かの皇子の、位につき給べきかたもなくて、まどひありきければ、いとめでたしとも聞こえずとこそ申さまほしかりしか。

(二十四) 第四章に挙げる歌と歌番号は全て『新編国歌大観』に拠る。

(二十五) 『新日本古典文学大系』「六百番歌合」では「何とかく」で

ある。

(二十六) 『新日本古典文学大系』「六百番歌合」では「優」である。

(二十七) 『金葉集』所収の源顕国の歌(三七八)は「かくとだにまだいはしろのむすび松むすぼほれたるわがころかな」である。

〔付記〕末筆ながら、本稿執筆にあたり、御助言・御教示を賜りました相愛大学教授鈴木徳男氏に篤く御礼申しあげます。

(カオル ヴイヤ・本学大学院文学研究科特別研究学生、
ハワイ大学マノア校日本文学研究科博士後期課程)